平成２８年（フ）第１６０８号
愛知県豊明市新田町子持松14番地14　クレア豊明201号
債務者　井清　睦代
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
高知県四万十市西土佐西ケ方473番地２　西ケ方１号住宅、旧住所高知県高知市朝倉東町29番３号　改住89号
債務者　堀内　隆子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第７７号
福岡県直方市大字感田2759番地５
債務者　船山いずみ
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１００号
新潟県長岡市寺泊田頭732番地１
債務者　早川恵美子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
新潟県小千谷市大字三仏生3542番地21、前住所新潟県小千谷市大字ひ生丙124番地　木津のぞみ団地住宅408号
債務者　鈴木　隼人
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
新潟県南魚沼市塩沢338番地３　サンハイツ101号
債務者　今井　　周
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
山口県周南市大字徳山1590番地の21　ハイツ千寿荘102号、前住所山口県周南市大字徳山1590番地の21　ハイツ千寿荘202号
債務者　松久保孝代
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第９１号
山口県光市虹ケ丘５丁目５番23号、住民票上の住所山口県光市虹ケ丘６丁目３番18号　前住所東京都稲城市押立1798番地　松崎荘
債務者　田中　　晋
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１１４号
山口市小郡新町６丁目９番15号
債務者　山路　智子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
北海道帯広市新町東４丁目１番地　コーポニュータウン302号
債務者　大谷　忠彦
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
茨城県小美玉市大笹261番地１
債務者　宇津野一明（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２９６号
茨城県水戸市堀町2076番地の１　市営堀原住宅１棟104号
債務者　三枝　尚子（旧姓納）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３１４号
茨城県水戸市酒門町4251番地の22
債務者　古澤　靖司
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５８号
群馬県太田市新田小金井町1129番地１
債務者　柳田　紋子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１５８号
長野市大字南堀65番地８
債務者　中山美恵子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８８１号
京都市上京区椹木町通猪熊西入中御門横町576番地　サンローズ105号、前住所京都市上京区大宮通下立売上る家永町776番地１　リバティ西陣301号
債務者　脇井　啓子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係